2014年1月18日発行　第21号

横浜弁護士会人権擁護委員会

人権かながわ 2013

横浜公園から見る日本大通り（撮影：会員　谷川献吾）

Contents

2 **特集** 危機を迎えた憲法

「どんな憲法が欲しいのか 上野千鶴子が自民党憲法改正案を斬る」を開催して …… 人権擁護委員会副委員長　櫻　井　みぎわ

特定秘密保護法の成立に思う …… 会員　岩　村　智　文

「憲法『改正』は必要か　私たちの選択」 …… 広島弁護士会会員　井　上　正　信

集団的自衛権の行使とは …… 憲法問題協議会委員長　石　黒　康　仁

14 ●入管収容の日英比較～イギリス入管収容施設視察報告～ …… 東京弁護士会会員　駒　井　知　会

18 ●福島原発被害者支援かながわ弁護団の報告 …… 会員　馬奈木　　幹

20 ●事件報告 …… 東京弁護士会会員　田　中　広太郎

23 ●2013年人権擁護委員会の活動 …… 人権擁護委員会委員長　佐　藤　昌　樹

特集 危機を迎えた憲法

「どんな憲法が欲しいのか　上野千鶴子が自民党憲法改正案を斬る」を開催して

人権擁護委員会副委員長　**櫻井 みぎわ**

2013年９月26日、関内ホール大ホールにて、上野千鶴子さんの講演会「どんな憲法がほしいのか　上野千鶴子が自民党憲法改正草案を斬る」を開催した。

面白くないはずがない。でも、なんて大胆な企画だろう。あの上野千鶴子さんに、本邦初で「憲法」を語っていただくとは。

深い学識と思想に裏付けされた縦横無尽な切り口による貴重な講演の魅力をここに再現する力量は私にはない。わずかにその一端をご紹介できるだけであることをお断りしたい。

まず、上野さんは、憲法とは、国家元首がその地位につくときに「私は憲法を遵守します」と宣誓するものであると述べ、憲法は権力者を縛るものであることを分かりやすく説明された。

それから、憲法の精神というものを示す胸を打つエピソードを紹介された。ベトナム戦争当時、JATEC（反戦脱走兵援助日本技術委員会）の代表であった小田実氏は、脱走兵を支援する違法な活動について「私たちは日本国憲法の精神に従って行動してきた」と述べ、また、高等教育をほとんど受けたことのない米国の脱走兵も、脱走という軍紀違反の重罰行為を、堂々と「憲法に従った」と弁明し、「わが憲法に幸あれ」と述べたという。上野さんは、このように、憲法の精神は条文を超えるのだと説明された。私たちはこのエピソード一つで、私たち一人一人が憲法という拠り所を持っていることをまざまざと知ることができるのだ。

また、憲法の精神の一つである平和主義について紹介されたエピソードもいい。日本国憲法を理想とし、祖国復帰を悲願とした沖縄の人々が、復帰後、祖国日本に失望し、祖国からの決別を宣言して、琉球共和社会憲法C私（試）案（川満信一／新沖縄文学81年６号）を起草した。その前文には「国民的反省に立って戦争放棄、非戦・非軍備を冒頭に掲げた日本国憲法と、それを遵守する国民に連帯を求

め、最後の期待をかけた。結果は無残な裏切りとなって返ってきた。(中略) 好戦国日本よ、好戦的日本国民者と権力者共よ、好むところの道を行くがよい。もはや我々は人類廃滅への無理心中の道行きをこれ以上共にはできない」と掲げられているという。1981年に既にこのような激烈な言葉を沖縄の人々から投げつけられているにも拘わらず、私たちがその後も沖縄の人々を踏みにじってきた歴史にも触れられた。また同憲法案第３条には「いかなる理由によっても人間を殺傷してはならない」と記されているという。上野さんは、非戦などと書いてありませんよ、人間を殺傷してはならないということは、死刑も廃止ということです、根源的（ラディカル）という言葉はこのためにあるような見事な憲法です、とさらりと言われた。

そして、この沖縄の人たちが理想とした現行憲法を「改悪」しようとしているのが、自民党憲法改正草案であるとして、その内容を、逐条で簡潔に解説された。先の戦争への反省を捨て去り、アナクロニズムに彩られた前文から始まり、天皇を元首とする第１条、集団的自衛権の行使を認め国防軍の創設を認める第９条、政教分離を緩和させる第20条、「家族は社会の自然かつ基礎的な単位」と決めつける第24条、第９章の緊急事態条項、そして第11章の最高法規の中の憲法尊重擁護義務に至るまで、ほぼすべての条文を網羅しつつ、端的に読み解いていくその鮮やかさに瞠目した聴衆も多かったに違いない。

上野さんの、根源的（ラディカル）な講演はさらに続く。「私たちは憲法９条のもとで、警察予備隊を発足させ、いつのまにか既成事実をなし崩し的に積み重ね、今や自衛隊は東アジアで中国軍に次いで第２位の軍事力を持ってしまった」上野さんは、「これを私たちは二枚舌といいます」と言われ、「いまや護憲派は、その二枚舌をオーケーと言おうとしている汚い人たちだと言われかねません」と鋭く指摘した。

その上で、上野さん自身は、改憲でも護憲でもなく、「選憲」つまり憲法を選び直したい、と言われた。

上野さんがどうしても変えて欲しいのは、第１条だという。象徴天皇制を定める第１条がある限り、日本は国民主権といいながら、本当の民主主義の国家・社会とはいえない。もし「選憲」をするのであれば、日本に共和制国家になってもらいたい。これが「選憲」の１つの選択肢であるという。

また、占領軍の憲法草案では英語でピープルと書かれていた語句を、正しく「人民」と訳さず、わざと「国民」と誤訳し、非日本国籍の人々を排除した経緯についても触れ、選び直す憲法では、「国民」ではなく「人民」としてもらいたい、とも言われた。

さらに、憲法を選び直すとして、私たちは国民を信頼できるのか、という核心的な問いも投げかけられた。

国民投票は、いったいどういう結果になるか分からない。もしかすると、大衆民主主義の下、愚かな選択が行われるかもしれない。(上野さんはこういう心配をする人のことをエリート主義者といいますと言われた。) 上野さんは、東京、大阪、名古屋での首長選の結果や、精神科医の中井久夫氏や「全体主義の起源」の著者ハンナ・アーレント氏の言葉を引きつつ、「こういうふうに考えると、憲法を変える、しかも民主的に変えるということが、相当に恐ろしいことだという気分がしてくる」と丁寧に思索の過程を披瀝しつつ、それでも、たとえ愚かな選択であったとしても、私は、憲法を選び直したい、と述べられた。

では、選び直すとして、どのような憲法がほしいのか。

上野さんは、ここで、17歳の女子高校生が書いた憲法前文を紹介された。「まったくもってタイシタコトのない／世界的にみてソコソコの国がいい。

（中略）／世界なんていう単位で／立派で一番！になる必要はあるのか。／私たちから見て一番幸せになれる国。／そうなる必要は大いに／有。（後略）」（福岡亜也子／「私たちのつくる憲法前文」中央公論2002）

上野さんの言葉を引こう。「日本は、いまや、成熟社会ではなく衰退社会を迎えている。成長と発展を目指してきた社会のギアを入れ替えるべきである。成長と発展のシンボルが原発である。この10代の女子高生がいうように、世界で一番豊かな国になることではなく、世界で一番幸せな国になることが大事ではないか。私たちが本当に守らなければならないのは、国家ではなく人間である。国家の安全保障に対して人間の安全保障をきっぱり、はっきり表に出していく、そしてそれを憲法の精神としてともに共有し、守ろうとする人たち、そういうピープルが作り上げる憲法を、もし私たちが、もう一度憲法を選び直すことができたら、そういう『選憲』こそやりたいと思っている。」

上野さんの意見は、手垢の付いた護憲などではない。

もっと過激で自由でチャレンジングで、よりよい社会を目指す希望に満ちたものだ。

掲げる理想はこうだ。

象徴天皇制ではなく、共和制を。「国民」ではなく「人民」を。「非戦」ではなく「人の殺傷の禁止」を。

上野先生はさらに言われた。「愚民であって構わないのか、あるいは愚民であることからどうやって脱すればいいのかということも考えていただきたい」

まさに私たち一人一人は今突き付けられているのだ。どんな憲法がほしいのか、と。

そしてさすが上野さんなのだ。

自民党憲法改正草案は論外だ。でも、安穏な護憲派にも揺さぶりをかける。

護憲という思考停止に陥ってはいないか。二枚舌ではないのか。エリート主義ではないのか。

考えることをさぼってはいないか？そう上野さんは挑発するのだ。

上野 千鶴子

富山県生まれ。東京大学名誉教授。東京大学大学院教授を2011年退職。2012年4月から立命館大学特別招聘教授。認定NPO法人WAN理事長。長年、日本における女性学・ジェンダー研究のパイオニアとして活躍。近年は介護とケアの領域へと研究範囲を拡大。

著書に『家父長制と資本制』『近代家族の成立と終焉』（以上、岩波書店）、『ナショナリズムとジェンダー』（青土社）、『おひとりさまの老後』（法研）など多数。近刊に『上野千鶴子が聞く、小笠原先生、ひとりで家で死ねますか？』（共著、朝日新聞出版）、『〈おんな〉の思想』（集英社インターナショナル）など。

特集 危機を迎えた憲法

特定秘密保護法の成立に思う

会員　岩村 智文

1　はじめに

「何が秘密か、国民や政治家に知られないまま、官僚が秘密をどんどん増やせる、大きな欠陥を抱えた特定秘密保護法案」（朝日新聞）が強行採決された。世論調査にみられるとおり、国民の多数が反対しているにもかかわらず、政府与党は、数を頼みに法案の成立に猛進した。議事録速報を見ても法案が参院特別委員会で成立したと認められる記載がない、といった手続的にも疑問の多い国会審議であった。

2　石破発言と特定秘密保護法の危険性

この法律の問題性は、成立直後に現れた。自民党石破茂幹事長の発言である。法案審議段階で、国会前での拡声器を使った反対運動をテロ呼ばわりしたことでも時の人となったが、成立後の発言は、法によって知る権利が危うくなったことを如実に示すものとなった。石破茂自民党幹事長は、日本記者クラブなどで「報道することによってわが国の安全が危機に瀕することがあれば、何らかの方法で抑制されることになるだろう」「国の安全に大きな影響があると分かっているのに、報道の自由として報道する。処罰の対象とならない。でも大勢の人が死にました、となればどうなるか」と述べたという。前者の発言は後に訂正したというが、後者はその訂正後の発言である。結局、石破幹事長は、秘密を報道の自由の名の下に報道してはならない、自粛すべし、と報道機関に求めているのである。石破発言は、法が、知る権利に奉仕する報道機関の役割を否定するものであることを示す何よりもの証左となったいえよう。また、石破幹事長は、記者から「かつてニューヨークタイムズが秘密文書ペンタゴンペーパーズを暴露したが、こうした報道も罰せられるのか」と問われ、「最終的には司法の判断だ。内容によるのではないか」と答えたという。報道機関が「秘密」を暴いて報道したとき、それは捜査の対象になり、逮捕、捜索・差押え等が行われることを示唆した、といえよう。「秘密」への接近、取得、暴露等の行為があったときにもっとも重視すべきは、警察による逮捕、捜索・差押え等がなされてしまうことである。後に訴訟において無罪になったとしても、捜査段階で受けた痛手は取り返せるものではないからである。ここからも危険性が法の裂け目から見えている。

3　際限なく広がる「秘密」

冒頭で触れたとおり、何が秘密かも秘密であり、秘密は増殖する。ここに好個の例がある。かつて那覇市長が自衛隊那覇基地内のASWOC（対潜水艦戦作戦センター）建築図面を市民の求めに応じて公開しようとしたことに対し、国が差し止めと公開処分禁止を求めて裁判となった。私も那覇市長の弁護団の一員となったのだが、那覇地裁は、那覇市長勝訴の判決の中で同建物の秘密性を認めなかった。この建物は、現在、沖縄都市モノレールからも見ることができ、自衛隊第５航空群のホームページでも写真

が掲載されている。ところがである。沖縄タイムズ（11月21日付）によれば、同紙がこの建物の撮影を自衛隊に申し入れたところ、「場所を知らせることで第三者にねらわれる可能性がある」との理由で、拒否された、という。第三者に知られないようにとの理由では、秘密は際限なく広がってしまう。基地、ロケット発射地、原発の所在場所、護衛艦等の入出港、等々少し考えただけでもそれは果てしなく広がっていく。とにもかくにも、裁判所が秘密でないと言おうが、モノレールから見えようが、ホームページに掲載されていようが「秘密」は「秘密」なのだ。こうした異様な例は、かつての日本では普通だった。

1987年４月発行の横浜弁護士会編『資料　国家秘密法』（花伝社）には、戦前の日本の秘密保護法制の適用実態の具体的事例が数多く紹介されている。「広島へ帰る船中で呉軍港内の軍艦を指して、その性能、構造を他の乗客に説明」「三菱重工の従業員が自宅で兄に、爆撃機の発動機が双発であると話した」「土地分譲宣伝のため、印刷物に海軍電気通信所の全景を掲載」「宇佐航空隊格納庫と滑走路の一部を撮影」等々が軍機保護法違反とされた。沖縄タイムスに対する自衛隊の対応を見ると、こうした事例がたんなる戦前の話として聞き流すわけにはいかなくなる。

４　平和を脅かす特定秘密保護法

特定秘密保護法は、知る権利、報道の自由への侵害法としてだけでなく、日本の平和との関わりも大きい。

自民党が策定した「防衛を取り戻す　新『防衛計画の大綱策定に係る提言』」（2013年６月４日）は、基本的安全保障政策として次のとおり今後の施策を提起している。

①憲法改正と『国防軍』の設置
②集団的自衛権の容認、国家安全保障基本法の制定
③国家安全保障会議（日本版NSC）の設立
④情報の官邸一元化、「秘密保護法」の制定
⑤国防の基本方針の見直し
⑥防衛省改革

上記のとおり、特定秘密保護法は、日本のこれからの安全保障政策の一環として位置づけられ、集団的自衛権容認、国防軍設置、憲法改正へ連なり、展開していくものなのである。日本版NSC、特定秘密保護法は成立した。上記のうちの③④が今国会ですでに実現した、ということだ。それに加え、安倍政権は12月11日「新防衛大綱」の基本理念を「統合機動防衛力」とするとともに、武器３原則を見直し、国家安全保障戦略に愛国心を盛り込むとし、12日には今後５年間の防衛費を24兆7000億円へ増額することを決定した。こうして⑤⑥も着実に実施されつつある。残るは①②ということになるが、集団的自衛権については、内閣法制局長官人事、政府の「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」での議論に見られるとおり、憲法９条の解釈変更で実現しようと安倍首相は考えているようである。

「秘密の次は共謀か」と朝日新聞、「内閣支持率の急落もなんのその、安倍晋三首相が『警察国家』『戦争できる国』に向けて一気にアクセルを踏み込んだ」と東京新聞は報じた。日弁連はこれまで共謀罪導入に対し、「捜査機関による濫用の恐れ」「市民団体等の活動が処罰対象になりかねない」として粘り強く反対してきた。特定秘密取得等への共謀の罪がより一般化して、事前の話し合いだけで処罰される法ができたなら、それは言論抑圧法の役割を果たしかねない。

いまや、日本は、憲法秩序と異なる統治システムに変わる分岐点にさしかかっている（同旨青井未帆学習院大教授）。日本国憲法そのものの存在が問われている時代だ。澎湃としてわき起こった秘密保護法反対運動を力に、弁護士も憲法を語り、時代を考える活動を市民の中で行うことが求められているのではないだろうか。

特集 危機を迎えた憲法

「憲法『改正』は必要か 私たちの選択」

広島弁護士会会員 井上 正信

はじめに

憲法が施行されてから66年たち、日本が初めて武力紛争の当事者になるかもしれないという不安が広まっています。尖閣をめぐる日中紛争と北朝鮮の核・弾道ミサイルをめぐる問題です。９条改憲論はこの不安を背景にしています。多くの市民は、憲法９条も大切だけど日米安保も自衛隊も必要だよね、とあいまいで矛盾する意見を持っています。そのため、中国や北朝鮮脅威論が高まり、９条のような理想論ではダメ、現実を直視すべきだと言われると、護憲論は旗色が悪くなります。脅威に対抗する軍事的抑止力論が本当に私たちの平和と安全を保障するものでしょうか。北東アジアの特異な国際関係を踏まえて、これからのあり方を考えて行くことが求められています。私は、９条は理想化するものではなく、現実政治の中できわめて有効な安全保障政策の対抗軸になり得ると考えています。そのことを、憲法の成り立ちだけでなく、北東アジアの現実も踏まえて考察してみたいと思います。

現行憲法と自民党の改正憲法草案との違いについて

まずはじめに、憲法と私たちの暮らしはどう関わっているのかですが、憲法は、国の基本を定める法律です。私たちの生活のシステムを当然法律で定める基本になるものです。例えば、私は20歳になったら戦争にとられて、ひょっとしたら死ぬかもしれないということを考えたことは一度もありません。多くの方はそうですね。でも、66年前は、もっと前はそうではなかったわけです。こういったものが私たちの暮らしにある意味で常識になっているわけです。それはやはり憲法で定めていることが定着してきているということによるものといえます。

つまり、今の憲法は徹底した恒久平和主義に則っています。憲法９条１項が戦争放棄、武力の不行使を定め、これに加えて２項で交戦権の否認と戦力の不保持、憲法前文の２項で平和的生存権の保障、この３つが合わさって徹底した恒久平和主義を定めているのです。しかし憲法の平和主義はそれにおさまりません。三権分立などその他国家権力を規制するあらゆるシステムが戦争を防ぎ、平和を守り、基本的人権を尊重するためのものになっているわけです。

逆に、自民党草案は、一言で言えば「戦争ができる国」にするための憲法草案と言っていいでしょう。これは自民党自身がそう言っています。この６月８日に自民党が新防衛計画の大綱策定に係る提言というものをだしていますが、そこには国防の基本理念を明確にするための憲法改正だと書いてあります。

憲法というものは、その前文がすべての性格をあらわします。現行憲法と自民党の草案の前文を比べてください。現行憲法が「日本国民は」「われらは」で始まるのに対して自民党草案は、「日本国は」「我が国は」で始まります。自民党草案では「国民、個人は国家のためにある。国家を構成することで意味のある存在だ」という位置づけになっています。

さらに自民党草案前文には歴史修正主義が見て取れますし,徴兵制につながる国防に対する国民の協力義務が規定されています。

次が、天皇と国家。第１章の天皇条項です。天皇の政治的な権限を強化しています。自民党草案の第６条は現行憲法が「内閣の助言と承認」であるのに対して「内閣の進言」になっています。決定権は天皇にあるわけです。

さらに自民党草案の第６条の５項では天皇の公的な行為を規定していますが、これが全く無制限です。内閣の助言も承認も進言も必要ありません。

さて、改憲草案の３条では国旗国歌を定め、２項では国旗国歌の尊重義務を国民に課します。これは必ず刑法で日の丸の損壊罪が規定されることになります。天皇に対する不敬罪が復活するかもしれません。

その裏づけとなるのが、自民党草案の102条２項です。「全て国民は、この憲法を尊重しなければな

らない」と国民に対する憲法尊重擁護義務を規定しています。国旗国歌を尊重しろと憲法が言っているのだから、憲法尊重擁護義務がある以上、かなり強制力を持ってくるでしょう。それだけにとどまらないと思います。さまざまな公的な行事に参加した市民が国旗国歌に対して服従させられる事になると思います。

次に第２章。自民党草案は戦争をする国づくりだと言ったのは、この第２章のタイトルが象徴しています。自民党草案の第２章は「安全保障」となっていますね。国防軍をつくり安全保障政策のために国防軍を有効に活用しましょうということが書かれています。今の憲法の第２章は「戦争放棄」です。本来軍隊を持ってはいけない。交戦権も行使できない。向かっている方向が180度違うわけです。

この自民党草案の９条２項では、集団的自衛権を含む自衛権の発動を規定しています。そして、９条の２が国防軍の規定です。この９条の２では,国防軍の任務を３つ規定しています。この中で国内治安維持活動を任務に挙げたことは、私は大変大きい改正だと思います。今の自衛隊法でも治安出動というのはありますが一度も使われていません。かつて60年安保のときに当時の防衛庁長官が出動要請を拒否したことがありました。それは営々として災害派遣で国民との信頼をつなぎとめてきた違憲の疑いのある自衛隊が国民に銃口を向ければ、たちどころに存立できなくなるからです。しかし、憲法上の任務となれば、公然と銃口を向ける活動ができるはずです。

次に、自民党草案の20条３項で政教分離の規定を定めていますが、現行憲法と異なり、例外を認めています。これは戦争犠牲者の英霊化を狙ったものだと思います。

戦争する国、軍隊が自由に活動しようと思えば、基本的人権の制限が当然について回ります。実は、自民党草案では、現行憲法の人権の制約、原理としてある公共の福祉というものを、公益及び公の秩序という言葉にかえています。この公益及び公の秩序というのは2005年に出された自民党の解説によりますと、国家の安全と社会秩序維持だと言っています。現行憲法の公共の福祉という概念は、基本的人権同士が矛盾・衝突した場合の調整原理だというふうに理解されています。それは今の憲法で最高の価値にあるのは基本的人権だからです。人権以上の価値が存在しない以上、人権を制約できるのは人権同士の矛盾・衝突を調整する場合しかないというわけです。しかし、自民党草案によるならば公益及び公の秩序が基本的人権を上回ることになります。つまり国防やいわゆる国家安全保障によって基本的人権を制限することが可能になります。それは私たちの生活の隅々まで国防という価値が入り込んでくるということです。

もう少し具体的に見ていくと、自民党草案21条表現の自由の第２項も重要です。表現の自由と思想良心の自由は基本的人権の中で一番中核になる権利です。民主主義社会では最もこれが重要な基本的人権になるわけですが、自民党草案２項では「公益及び公の秩序」のもとに表現の自由の中で結社の自由が制限されています。つまり国防に対して非協力である、あるいは反対するというレッテルを張られた結社は違法となり,そういう結社をすれば解散命令を出したり、それを犯罪視する国内法がつくられるでしょう。発想としては治安維持法と全く一緒です。

さらにもっとわかりやすいのは、第９章の緊急事態です。自民党草案98条以下。国家緊急事態に際して行政権にあらゆる国家権力を集中します。議会の立法権まで与えます。その反面で、99条３項では「緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も(中略) 当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない」との規定で服従義務が定められ、国民の基本的人権は制限剥奪をされます。わかりやすく言え

ば、「基本的人権は尊重される。ただし、平時のみで、戦時、緊急事態では保障しません」ということを言っているわけです。

また、社会福祉制度が大きく削減されてそのかわりに軍拡が進みます。一方、自民党草案前文の３項と自民党草案24条１項には自助と家族の相互援助が規定されています。これは、社会保障制度の精神を完全につぶしてしまう仕組みなのです。では、他方で何をやろうとしているのか。軍拡です。実は、もう既にそれは始まっています。先ほど来紹介している自民党の新防衛計画大綱の策定に係る提言では軍事費を継続的に大幅に増大するということが書いてあります。

やはり、平和主義を基本とする現行憲法に対し、自民党の改正憲法草案は、軍事優先で、権力集中、そのための国民の人権の制限を強く打ち出したものといえます。

抑止論について

最初に触れたように、今の自民党の憲法改正議論は、北東アジアの緊張関係を背景にしているところがあります。では、今の自民党草案で、本当にこの私たちの平和と安全を守ることができるのでしょうか。自民党草案の論理は、相手の脅威に対しては軍事的抑止力で封じ込めるという抑止論です。問題は抑止力が武力紛争を防ぐ力になるのかならないのか。私は抑止論こそ幻想だと思っています。

抑止論というのは、つまり、「相手の国がこちらを攻撃した場合には『攻撃による利益よりももっと大きい打撃をこちらから受ける』と相手の国が理解している」と、こちらが理解できており、「それによって、相手の国がこちらを攻撃しないであろう」とこちらが考えることができている場合に、抑止力が効いていると考えるわけです。つまり二重、三重、四重に、自分の主観と相手の主観を重ねます。極めて心理的な要素の強い概念なのです。だから、あると思えばあるし、ないと思えばないという、実は非常に奇妙なつかみどころのないものです。これは２つの前提が必要です。お互いに相手の能力（軍事力）、それと意図（軍事戦略）、これが正確にわかることです。そこに誤解、読み違いが一つがあれば崩れます。もう一つ、お互いに相手も自分と同じように理性的に判断すると信頼できる場合でなければ成り立ちません。

そして抑止力論の最大の欠陥は、抑止が破られたときのことは沈黙して何も言わないことです。平和が破られたときに抑止力はもう成り立っていないわけです。

実はこの抑止論はもう歴史的に破綻しています。国連憲章ができて戦争が違法化され、武力行使が禁止されました。そして、集団安全保障体制がつくられました。これは抑止論が破綻したからこそ第一次、第二次大戦が起きた、そういうことはもうさせないということが出発点になっています。

護憲論は今すぐ自衛隊を解散して日本を非武装国家にしようと提案していませんし、そんなことで日本の平和と安全が守られると提案していないわけです。要は、「諸外国の『脅威』から日本の平和と安全を守るためには外交力が必要ですよ、そのためにはどのような外交戦略が取れますか」と言っているわけです。相手が脅威だったら脅威にさせなければいいわけでしょう。単純な話です。それを求めているのが憲法の立場です。

北東アジアの情勢に向き合うための平和憲法

さて中国の脅威論というのは、これは非常に始末の悪い、扱いにくい問題です。この問題について少し考えます。

この中国脅威論の問題は、私たち日本人にとっては極めて大事な問題なのです。絶対に地理的な関係は変わらないわけですから。

しかしそもそも中国は本当に脅威なのでしょうか。中国は世界第２位の経済大国となったのですか

ら、その地位に応じた軍事力を持ち、海外権益の防衛のために海外進出をしているということは当たり前のことです。日本への侵略意図があると判断できるでしょうか。そもそも相手の国が自分の国を侵略する意図と能力を持っている場合に、初めて相手を「脅威」と定義します。でも、中国は日本が何もしないのに侵略をする意図はないはずです。あるとすれば、台湾の武力紛争に日本が台湾の支援で入ったときだけでしょう。そうだとするならば、それをやらなければいいということなのです。

要は、こういった脅威論に私たちがどのように向き合っていったらいいかということなのです。そして実は、脅威論には落とし穴があります。相手を脅威としながら自分が脅威であることを自覚しないのです。抑止力論というのは、おまえのところよりうちのほうがもっと強いんだと言っているようなものですから、本当はこっちのほうが大きな脅威なんだということを相手にアピールしているわけです。だけど、一般市民はそう思っていません。そのギャップは非常に大きいです。

大切なことは、お互いに不信感と対立があること。これは率直に認めなくてはいけません。そして、お互いに脅威を感じているということも認めなくてはいけません。その不信と対立の原因をなくす努力が外交なのです。つまり、相手を脅威として定義してはだめなのです。定義をした途端にもう外交の出番でなくなってくる。軍事力の出番になる可能性がある。

そして、問題はやはり日本が置かれているこの北東アジアという特殊な地域を考えなくてはいけません。北東アジアの分断と対立ということが背景にあります。その原因は何かというと、軍事同盟と歴史問題です。

安全保障のジレンマという言葉があります。自分の国の安全のためにとった施策が、相手の国に対して脅威を与えます。相手の国はそれに対して対抗措置をとる。そのことが、逆に自分の安全を脅かすというというものです。

さて、この北東アジアというのは、この安全保障のジレンマが複雑に鋭くあらわれる、地球上でも数少ない地域です。そういうところで自民党草案ができたらどうなるか。

北東アジアの特徴は４つほどあります。１つは、冷戦時代の地域分断と対立。朝鮮半島の分断国家、台湾海峡を挟んだ分断国家です。２つめは軍事同盟での地域の分断と核保有国の存在。３つめは日本の歴史問題です。安倍内閣がいまだもって中国、韓国と首脳会談ができていません。それはお互いにナショナリズムがあるからです。ナショナリズムがわき起こった場合、政権を破壊するだけの破壊力を持っているわけですから、歴史問題というのは極めて重要な要素になります。４つめは地域的な安全保障の枠組みがないことです。これがないのは恐らく中東、南アジアと、北東アジアだけです。安全保障がこの地域でどのように作用するのか、一つの例を挙げます。北朝鮮が弾道ミサイルを打ち上げます。これは、アメリカに対する瀬戸際外交です。しかし、それに対して一番脅威を感じたのはアメリカではなく日本でした。日本の政治家たちは核保有の議論や敵基地攻撃論を主張しました。それに対して一番強く反応したのは北朝鮮ではなく韓国でした。韓国の中で日本に対する脅威論が起きたのです。つまり、思惑とまるきり違う脅威の連鎖が始まるわけです。

そのように非常に複雑に絡み合う北東アジアの国際関係ですから、軍事的抑止政策というのは非常にリスクが高い政策だと言えます。逆にそれが失敗すれば、事態をコントロール不可能にするおそれがあります。

さて、そもそも改憲論の一番根っこにあるのは、いわゆる日米同盟基軸論です。これは冷戦時代からの安全保障の考え方から全く抜け切れていない考え方です。

しかし、現在の日本にとって日米同盟というのは、非常に障害物になっています。強い国と軍事同盟を結んだ国は、見捨てられる恐怖と巻き込まれる恐怖の２つのジレンマに陥ると一般によく言われていますが、今の日米同盟を見たら、見捨てられる恐怖のほうがまさっていますね。「こんなことをやったら日米同盟は崩壊する」といったら、何も言えなくなって全部アメリカの言うことをきくわけです。これでは日本が自分の国益を自主的に考えて自主的な外交なんかできるわけはありません。余りにも軍事的抑止力に傾斜し過ぎて、外交戦略が硬直化します。その上に、先ほど言ったように北東アジアでは非常にリスクが高いです。これが今の日米同盟の現状です。

それに代わるものを私たちは提案しなくてはいけません。それが共通の安全保障という考え方です。要は、冷戦時代の発想で、今の国際関係をとらえてはだめだということです。お互いに価値観や体制が違ったとしても、必要不可欠なパートナーであるこ

とを認め合うことが肝要です。例えば中国はアメリカの国債を一番たくさん持っている国ですから、日本にしてもアメリカにしても中国の経済は切っても切り離せない。そんなところで武力紛争で戦火を交えてしまえば、世界中の経済に破壊的な影響を及ぼすことは明らかです。そんなものは時代おくれもいいところです。それにかわるものが共通の安全保障です。この共通の安全保障という考え方は、平和的生存権の考え方と非常に親和性を持ちます。今の憲法は決して非現実的なものではなくて、こういう非常に豊かな可能性を秘めた、かつ、今の現実に最も適合できるような外交戦略が立てられる、私たち日本人が持っている重要な手段、歴史問題を抱えている中で、この恒久平和主義というのは他国の信頼、韓国、中国、北朝鮮の信頼を得られる最大のよすがなのです。これを放棄するなんてとんでもない話です。そういう意味で、私は自民党の改憲草案は絶対に許してはならないというふうに結論づけられます。

井上 正信

広島弁護士会所属の弁護士、日本弁護士連合会憲法委員会副委員長、日本弁護士連合会秘密保全法制対策本部副本部長、インターネットメディアにおいて「憲法９条と日本の安全を考える」を連載中、執筆作品『徹底解剖　秘密保全法』（かもがわ出版）

特集 危機を迎えた憲法

集団的自衛権の行使とは

憲法問題協議会委員長　石黒 康仁

1　安倍政権の動き

2012年12月の衆議院選挙で政権与党に返り咲いた自民党は、捲土重来を期した安倍総理に牽引されるかのようにして右傾化の道を突っ走っている。2006年９月に発足した第１次安倍政権では「戦後レジームからの脱却」をスローガンに掲げ、教育基本法の改正、憲法改正国民投票法の制定、防衛庁の省昇格を実現させたが、第２次安倍政権は、経済再生を優先課題に掲げ、アベノミクスの名の下に表面的には順調なスタートを切ったように見える中で、１年近く経過した現在、衆参での安定多数を受けて、今や衣の下の鎧がむき出しとなり、憲法改正へ向けて様々な布石を打ってきている。

2012年４月に発表された自民党憲法改正草案でも憲法96条の改正が明記され（国会の発議要件を３分の２から過半数に緩和）、政権復帰後は夏の参議院選挙においてもこれを公約に掲げていたが、憲法改正要件の緩和は、権力を縛るはずの憲法を自らの手でその縛りを緩めてしまうもので完全なルール違反、憲法の基本原理である立憲主義に反するとしてを多くの国民の批判を受け、今は、「新たな鎧」の下に隠し、再び出番を窺っている状況にある。この96条改正問題に関しては、横浜弁護士会でも2013年６月に発議要件緩和反対の会長声明を出し、本誌でも紹介されている井上正信弁護士の「憲法96条改正の先にあるもの」として７月に講演会を開催し、平和主義のあり方について会員や市民に広く訴えたところである。

また自民党憲法改正草案では、自衛権行使を明文で認めており、これは集団的自衛権の行使容認へと結びつくものであるが、安倍政権は、より明確に、この集団的自衛権行使を憲法改正という方法ではなく、解釈であるいは憲法より下位にある法律によって認めようという方向で大きく動き出している。既に政権取得後の早い段階でマスコミに対して「集団的自衛権行使の見直しは安倍政権の大きな方針」であると公言し、続けて訪米したオバマ大統領との首

脳会談でも行使容認に取り組む考えを明らかにし、２月には「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）を５年ぶりに再開し、８月には従来の政府の憲法解釈を確立し維持してきた内閣法制局長官に行使容認に前向きな官僚を就任させ、その後の日米外務・防衛担当閣僚会議においても同様の表明がなされている。

2014年は、現在、国会審議が進み国会内外で論争を巻き起こしている特定秘密保護法制定をめぐる攻防に引き続き、集団的自衛権行使容認についての論議が、これによる北東アジアをめぐる国家的緊張の高まりとともに国民世論を巻き込んで、大きな政治・外交・社会問題に発展していることが予想される。

2　集団的自衛権とは何か。

私たちが学生時代に憲法を学ぶ中で、集団的自衛権について必ず出てくるのが国連憲章の規定である。憲章51条は「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」と規定し、戦後、日本が締結したサンフランシスコ講話条約（昭和27年４月28日）第５条（c）でも「連合国としては、日本国が主権国として国際連合憲章第51条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結することができることを承認する。」とあり、日米安保条約（昭和35年６月23日締結）前文においても「両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し」と規定されている。

両条約とも、国連憲章を前提にして集団的自衛権を固有の権利としているが、憲章上の集団的自衛権に関しては、「国連憲章で初めて認められた権利であり、その定義や法的性質ついて、国際法学者や各国の間でも見解の一致を見ているわけではない」（青井未帆学習院大教授）とか「国連憲章でも規定されているというが、それは政治的な思惑から創設されたもので、自衛権を国際法理論の定説に反して政治的に拡張したものであり」（渋谷秀樹立教大教授）といった意見も聞かれるところである。

3　集団的自衛権成立の背景

確かに集団的自衛権の規定が憲章に設けられるようになった経緯をみると、憲章制定当時の各国の政治的な思惑が垣間見られないわけではない。もともと国連は集団安全保障の枠組みのみよる平和の構築を念頭においていたが、同自衛権は、先の大戦の終戦協議において、戦後の枠組みを決めるにあたって、米州諸国から大国の拒否権発動に対抗するものとして加えられたとされている。つまりヤルタ会談（1945年２月）において戦後の国際機構（国際連合）の設立にあたり、安保理における大国の拒否権の規定が取り入られることが決定したが、以前から米州諸国では平和と安全に関する地域的機構の設立に向けた動きが進められ、「米州のある一国に対する攻撃は、米州全ての国に対する侵略行為とみなす旨の共同防衛体制」の構築を準備していたところ、安保理における拒否権行使により、拒否権を有する国は、自らが加盟していない地域的機構の強制措置を阻止することが可能となるとして、拒否権行使に対する新たな対応に迫られていた。こうして、米州諸国は、その後に開催されたサンフランシスコでの連合国会議（1945年４月から６月）では、米州の地域的共同防衛体制の自立が国連憲章上保障されることを強く主張し、その結果、集団的自衛権が固有の権利として正式に本会議において採択されることになったのである。こうして集団的自衛権が国連憲章に規定されると、その後、全米相互援助条約、北大西洋条約、旧ワルシャワ条約などといった冷戦構造下を反映した様々な相互援助条約が締結されていくことになる。

ところで集団的自衛権の定義については、政府解釈に従えば「国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわら

ず、実力をもつて阻止する権利を有しているものとされている。」（1981年５月29日政府答弁）とされている。この定義は「防衛白書」においても現在まで維持されてきている。この「自国と密接な関係を有する」とは具体的にどのような場合をいうのか、安全保障の観点からすれば「一国に対する武力攻撃が当然に他国に対する武力攻撃を構成するような特殊な連帯関係」ということになるのであろうが、冒頭で述べた安倍政権が「密接な関係を有する外国」として想定しているのは、まさしく日米安保条約を締結している米国そのものである。この日米関係が日米「軍事同盟」と表されるようになって久しい中で、安倍政権によって表明された集団的自衛権行使容認は、「海外での武力行使」を認め、日本を「戦争ができる国」へと向かわせる極めて危険な潮流・激流と言わざるを得ない。

4　内閣法制局による政府見解について

これまでの歴代政府が、集団的自衛権は国際法上は認められているが、我が国の憲法上はこれを行使することは認められていないとしてきたのは周知の通りである。

前述した昭和56年５月29日の政府答弁でも「わが国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第９条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。」と答えており、最近では、参議院予算委員会における社民党福島みずほ議員の質問に対して、当時の山本庸幸内閣法制局長官は「憲法９条のもとにおきましては、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に、これを排除するための必要最小限度の実力行使を除いて、武力の行使は一般に禁じられております。そこで、集団的自衛権ですけれども、我が国に対する武力攻撃に対処するものではなくて、他国に加えられた武力攻撃を我が国が実力を持って阻止することを内容とするものでありますから、その行使は憲法９条の観点で許されないということでございます。」と述べている。

このような政府見解は、憲法９条のもとで自衛隊の存在を容認するために生み出された「苦渋の解釈」ともいえるものである。憲法９条の解釈については諸説があるものの、９条１項にいう「戦争」について国際法上の用法から自衛戦争や制裁戦争は放棄されていないが、２項による一切の戦力の保持と交戦権が否認されている結果、すべての戦争が放棄されたと理解されているが、政府は、自衛隊容認のために、日本も独立国家である以上「国家固有の権利としての自衛権を有する」ため「自衛隊のような自衛のために必要な最小限度の実力は、憲法の禁ずる戦力ではない」という理由を示し、更に自衛権発動の３要件として①日本に対する急迫不正の侵害があり、②これを排除するために他の適当な手段がない場合しかみとめられず、③必要最小限度の実力行使にとどまることが必要であるという解釈を示してきた。

5　政府見解に対する評価

このような政府見解については、これまでの日本政府の対外的な公約、行動指針として認められてきたものであり、そうであるからこそ集団的自衛権行使が禁止されていることが、かろうじて政府にとっての憲法９条の存在意義であり、歯止めであったといえる。青井学習院大教授も10月３日に広島で開催された日弁連シンポやその他論文において「この論理は一定の訴求力をもっている。この『礎石』のうえに互いに整合性を図りながら解釈と政策を積み上げてきた『戦後実践』がそれ自体、相応の重さをもっている、これが政府解釈の正当性を担保していると見ることができる」と意見を述べ、浦田一郎明大教授も「政府による安保体制や自衛隊という軍事を正当化する法的論理が、同時に軍事に対する制約を生み出してきた。その中心に集団的自衛権の行使禁止がある。政府解釈は、ある種の体系性を備え、アメリカが行う戦争の前線で自衛隊が先頭に参加することを阻止している。アメリカは自衛権を拡大し、集団的自衛権を濫用してきたという批判を受けている。このような政府の集団的自衛権論は日米の軍事活動に大きなブレーキをかける結果となっている。」（岩波ブックレット№870）と評価をしているのである。

6　集団的自衛権行使容認は憲法違反

このように長年にわたって積み上げられ、国内はもとより諸外国からも一定の信頼の基礎となっていた政府見解を変えようとしているのが、今の安倍政権である。しかも、その方法たるや、これまで憲法

上認められないという公式見解を表明してきた内閣法制局長官を容認派に交代させ、しかも政権に近い有識者で固めた「安保法制懇」という私的諮問機関において行使容認へ向けて一定の見解を引き出させ、政府解釈変更への追い風にしようとしている。更には、前述の自民党「国家安全保障基本法案」を2014年度通常国会へ提出することを企て、同法案では、憲法改正の手続を経ることなく法律によって「集団的自衛権行使の容認」、「国際安全保障措置（国際平和協力活動）への参加」等を推進しようとしているのである。

このような安倍政権の動きに対しては、日弁連も憲法９条の定める恒久平和主義という基本原理を政府の解釈や法律によって根本的に変更しようとすることは、憲法が憲法を国の最高法規と定め（第10章）、憲法に違反する法律や政府の行為を無効とし（憲法98条）、国務大臣や国会議員に憲法尊重擁護義務を課す（99条）ことで、政府や立法府が憲法に制約されることとした立憲主義に違反し、到底許されないとして、数次にわたり反対の意見表明をしており、また当会も2013年11月15日に常議員会決議を経て「集団的自衛権の行使容認等による平和憲法の改変に反対する会長声明」を発出しているところである。

この「人権かながわ2014」が皆さんのお手元に届く頃、人権擁護委員会と憲法問題協議会では、半田滋東京新聞編集員・論説委員を講師に招いて「自衛隊から国防軍へ～安倍改憲を問う」と題して、集団的自衛権問題について、市民も含めてより一層の理解を深め、憲法上の観点に立って、弁護士会としての反対活動に弾みをつけようとしているところである。

入管収容の日英比較

～イギリス入管収容施設視察報告～

東京弁護士会会員　駒井 知会

1．はじめに

横浜市金沢区の新杉田駅でJRを降りてバスで15分ほど揺られると、東京入国管理局横浜支局に到着する。ここには、常時50名近くの外国人を収容している施設がある（2012年12月31日現在44名収容[1]）。この収容施設には、昨年だけで年間で延べ19,630名もの人々が収容された[2]。

入管収容施設は、神奈川ばかりにあるわけではない。たとえば、東京都港区にある東京入国管理局・茨城県牛久市にある東日本入国管理センターには、それぞれ常時300～400名の収容者がある。全国では、昨年末時点で1000名以上の入管収容が実施されており、昨年の年間延べ収容数は、全国で実に415,209名にのぼった[3]。

2．日本の入管収容施設の問題点

これだけの数の外国人の中には、実に多様な人々が含まれている。祖国で迫害を受けて命からがら脱出してきて庇護申請している人々も、少なからず収容されている。うっかり在留期限の更新を忘れてし

1　政府統計・出入国管理統計　http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001111140&requestSender=dsearch　（2013年11月21日現在）
2　1と同様。
3　1と同様。

まった者が収容されることもあれば、DVを振るう日本人配偶者が協力しないために在留期限の更新手続が出来なかった者が収容されることもある。世界のどの国にも受け容れられるあてのない無国籍者が収容された例も、過去少なくない。勿論、他の理由で非正規滞在を続けていたため、収容される人も多い。日本人や永住者と結婚しているため帰国できずに在留資格を求める者も、被収容者の中には多く含まれている。

入管施設に収容されている被収容者から、自殺者・自殺未遂者が毎年のように出ていることを御存知だろうか。施設における処遇の改善を求め、或いは収容の長期化に反対した、被収容者らによる抗議声明の発表、ハンガーストライキ等が頻発している。被収容者が医師による適切な医療を受けることが出来ずに症状が悪化したとの被収容者の訴えかけも後を絶たない（移住者の人権に関する特別報告者ホルヘ・ブスタマンテ氏による報告（A/HRC/17/33/Add.3）など）。日本の入管収容については、2013年5月にも、国連の拷問等禁止委員会から懸念が表明されている[4]。また、2013年10月には、東京入国管理局に収容されていたロヒンギャ民族の男性が急死したと報道されており[5]、今後その経緯の解明が待たれる。

2012年11月、私は、日本の弁護士・研究者たちと共に、イギリスの入管施設を視察する機会を得た。そこで見たものは、日本の入管収容施設の現状を知る者にとっては、まさに驚きの連続であり、彼我のあまりの違いに、私たちは呆然となった。日本の入管収容がどこに向かえばよいのか。イギリスの例は、それ自体未だに問題を抱えつつも、日本にとって、ひとつの指針になり得ると考えるため、以下、イギリスの入管収容施設と日本のそれとを数点に渡って比較しながら、紹介することとする。

3．イギリスの収容施設視察の衝撃

（1）視察先

私たちが視察したのは、ヒースロー空港から歩いて20分ほどの位置にあるHarmondsworth Immigration Removal Centreであった（以下、「センター」と呼ぶこととする）。センターは、収容可能人員615名（全て成人男性）の、ヨーロッパ最大規模の入管収容施設であり、庇護申請者、刑期を終えて送還を待つ者、その他の非正規滞在者らが収容されている。

なお、私たちの視察した当時、センターは、米国資本のGEOグループの英国法人（GEO Group UK Limited、以下、「GEO」と呼ぶこととする）が、英国国境庁（UK Border Agency。以下、「UKBA」と呼ぶこととする）の委託を受けて管理していた。

【センターの外観】

（2）通信環境

視察開始後まもなく、私たちの目に飛び込んできたのは、被収容者の方々が、携帯電話を片手に談笑している姿であり、また、備え付けのパソコンを操作している姿であった。被収容者には、センターからひとりひとりに携帯電話が貸し出され、外部との通話が24時間許されている。更に驚くべきことに、通話料はセンター負担ということであった。また、被収容者は、備え付けのパソコンからインターネットと接続し、外部とメールのやり取りをすることも許されていた。

日本の現状においては、被収容者が携帯電話やパソコンを操作することなど全く許されていない。被収容者が外部と連絡を取ろうと思えば、限定した時間帯しか使用を許されない公衆電話の順番を待ち、施設内の自販機などで購入したプリペイド・カードの度数が減ることを気にしながら短時間通話するのが精いっぱいである。私もよく被収容者から事務所に電話をもらうが、私が事務所を留守にしている場合、こちらからコールバックすることもできない。勿論、被収容者は、外部とメールやFAXの交換をすることも出来ない。

（3）共用スペース・個別スペース

共用スペースには、パソコンの他、大画面テレビ、ゲームなどが並び、日用品を品揃えするキオス

4　日本の第2期定期報告に対する拷問禁止委員会総括所見 http://www.refworld.org/publisher,CAT,,JPN,51dfe6614,0.html（2013年11月22日現在）
5　週刊金曜日ニュース2013年11月8日付け報道　http://www.kinyobi.co.jp/kinyobinews/?p=3849（2013年11月21日現在）

ク、理髪室などがあった。キオスクには、多種類の飲料水、スナック類、洗面用具（クリーム類）、洗剤、タバコなどが売られている。理髪室では、１日２～３時間、毎日営業しており、原則無料でカットしてもらえる（カラーのみ有料、２ポンド）。

【キオスク】

【理髪室】

視察中の私たちに同行するセンター長やその他の職員らに、被収容者が気軽に挨拶し、声を掛けてくる。ファーストネームで呼び合う彼らの表情に暗さはない。

センター長が被収容者の個別スペースのドアをノックして、顔を出した被収容者に、私たちに中を見せてくれるように頼むと、その被収容者は、私たちを気軽く迎え入れてくれた。そこは、標準的な２人部屋であり、テレビや机、ベッドなどが配置されていた。窓からは陽射しが差し込み、敷地外の林が見えたことが印象的だった。

【個別スペース】
私たちが視察したものと同タイプの２人部屋

日本の収容施設では、国籍・文化など違う者を８～10人部屋に収容していることが珍しくない。ストレスや不安の高まる中、狭い部屋で起居を共にせざるを得ない被収容者同士の諍いもあると聞く。また、東日本入国管理センターの被収容者から、せめて部屋から外部の風景を見たいとの希望を聞くことも多い。フィルム等が窓に貼られていて、彼らは、部屋から外界の様子を窺い見ることすら出来ないのだ。

（4）パソコン教室・英会話教室・美術教室・ジム・図書室・礼拝スペース

センター内には、被収容者が通うパソコン教室、英会話教室、美術教室などのスペースが用意されている。それらの教室で、講師が、被収容者に知識や技術を伝授する。日本には現状全くない発想である。驚きのあまり、これらの教室の用意されている趣旨をセンター長に質問すると、彼女からは以下のような答えが返って来た。「「被収容者は１日13時間の自由時間を持っている。この時間を、何か目的をもって過ごさなければならない。応用可能な技術を与えれば、被収容者が（将来）イギリス社会に出た後も、また、送還された先でも、人生に役に立つ。その先の社会に役立つ人材になってほしい。」…ひとりひとりの被収容者の人生のどんな時間も、価値あるものに。人権の根本的なところにあるべき発想を、改められて教えられた思いであった。

センター内には、他にも、多数の楽器類やカラオケセットを完備した音楽室があり、被収容者がバンドを組んで練習している。また、ジムにはダンベルやトレーニング器械が備えられており、体格のいい被収容者らがトレーニングに励んでいた。図書室には、国際法の専門書から漫画まで並び、多言語の書籍が揃うよう配慮されている他、DVDの貸出しも行っていた。

また、センターでは、専門スタッフを用意して、宗教を持つ者のための祈りのスペースを用意し、宗教に関連する祭りを開催するなど、被収容者の信教を尊重する姿勢も見せていた。

【美術教室】

【パソコン教室】

【音楽室】

【ジム】

（5）外部面会

外部からの訪問者と被収容者の面会スペースの様子も、私たちにとっては、大きな衝撃だった。

日本の収容施設では、弁護士の面会であっても、アクリル板越しが原則である（但し、最近、一部の施設で、被収容者とその小学生以下の子をアクリル板無しのスペースで会わせる実行が為されてい

る)。互いに触れ合うことのできないまま、狭い面会室のアクリス板越しに、手と手を合わせて涙を流す被収容者と家族を、私も、これまで幾度も見てきた。

ところが、ハーモンズワースで私たちが連れて来られた面会スペースは、窓から明かりの差し込む、広いラウンジのようなオープンスペースだった。壁にロンドンの名所の影絵さえ描かれている空間で、被収容者と家族ら訪問者は、いずれかのテーブルを囲んで座り、互いに手に手を取り合い、またはハグし合って互いの体温を感じながら、1年365日、14時～21時の間、特に時間制限を気にすることなく、何時間でも、話し続けることができるとの説明を受けた。

ラウンジの入口には、カウンターが設置されており、そこから職員が部屋全体を監視する仕組みだとのことだったが、圧迫感は無かった。

【面会スペース】テーブルと椅子のセットが多く並ぶオープンスペース

これに比して、日本では、家族面会ですら、面会時間は1日1回で15～30分程度しか与えられない。そして、面会が許されるのは平日のみである(但し、弁護士面会は、事前に申告すれば、特に時間制限なく面会できる)。そして、面会受付可能時間も、たとえば、東京入国管理局では、平日9時～11時と12時40分～15時という短さである。これでは、被収容者の家族や友人が仕事をしている者である場合、まるでその訪問を、事実上拒んでいるかの如き時間設定である。

ハーモンズワースの面会スペースの隅には、おもちゃの積まれたコーナーがあり、被収容者は、訪ねてきた子どもたちと、それらのおもちゃで自由に遊べるような配慮も見られた。

(6) 医療体制

ハーモンズワースの被収容者のための医療スペースは、入院患者用のブロックと通院患者用のブロックに分かれ、その充実ぶりにも、舌を巻いた。医師が土日も含めて毎日施設に詰めて、診療にあたっていた。一般病院と変わらない規模のナースステーションも設置されて24時間看護師が常駐して、被収容者の健康状態に目を光らせる。

日本では、かような看護師常駐体制がないことは勿論のこと、医師も、毎日常駐していることはない。たとえば、定員800名、2013年11月29日現在も350名以上を収容する東京入国管理局においても、非常勤の医師が施設で診療を行うのは、週3日の午後各4時間のみである。ハーモンズワースの状況を見るにつけ、彼我のあまりの隔絶に、私たちは、ただただ、驚愕の念を禁じえなかった。

(7) その他

その他にも、①ハーモンズワースでは、週3日、GEOと契約した法律事務所の弁護士が施設に通って来るため、被収容者は法律相談を受けることができる。

また、②施設内には、約120の仕事があり、そのうちの相当数が、被収容者によって担われている。これらの仕事には、施設内の清掃等の他、入所したての被収容者をサポートするバディーという役割の仕事も含まれる(但し、その報酬は、時給£1～1.75程度と、ごく安価である)。

③ハーモンズワース内の収容スペースは、6つのユニットに分かれているところ、週に1度、ユニット内の被収容者代表・UKBA職員・GEOの全ての部門の責担当者がミーティングを行って、被収容者の処遇等について協議を行う。また、月に1度は、全ユニットから被収容者の代表者が出て、UKBA職員・GEO職員らと協議する場が与えられる。その他にも、被収容者には1人1人に担当のGEO職員が定められており、少なくとも1週間に1度は、被収容者とマンツーマンで話し合い、被収容者の疑問や悩みに対応しているのだった。

4. 終わりに

今回の視察では、驚きの連続であった。被収容者たちは、イギリス社会に出て行くまでの間、或いは帰国までの間、日本では考えられないほどの自由と生活の質を享受し、人間として尊重されているようであった。

私たちに施設内を案内してくれたセンターの所長は、私たちが次々とぶつける大量の質問に答えながら、被収容者と職員の間に信頼関係を構築することと、被収容者の生の時間を(収容生活の間にあっても)価値あるものにすることの重要性を繰り返し強調した。

たとえば、被収容者がジムでダンベルを持ち上

げ、美術教室ではさみ等を使用していることについて、私たちが、「安全性や治安について、不安に思うことはないのか」との質問を行ったところ、所長は、以下のように回答した。即ち、「もし誰かがあなたを傷つけようと思えば、そこにあるのが別に鉛筆であろうが、あなたを傷つけるだろう。もし、その人があなたを傷つけまいと思えば、拳銃がそこにあっても、あなたが傷つくことはない（危険がない）。要は、被収容者と職員の間の信頼関係の問題である。」また、所長は次のようにも言った。「殆どの人は、尊厳をもって処遇すれば、尊厳をもって返してくれる。被収容者と職員の間に信頼関係があるので、出来るだけノーマライゼーションの精神でやっている。ポジティブな関係性を、被収容者と職員の間で築き上げることが重要だ。」

勿論、これらの顕著に純度の高い理想論的言辞が、このセンター内で、そのままの形で確実に実施されている保証はない。私たちは、センターの視察を行ったのとは別の日に、同センターを含めたイギリス国内の全ての入管収容施設の視察を定期的に行っている英国王立刑事施設視察委員会（Her Majesty's Inspectorate of Prisons; HMIP）も訪問したが、同委員会では、このセンターに対しても、繰り返し多数改善勧告を行い、公表している（日本からもインターネット上で入手可能）[6]。イギリスの入管収容も、未だ課題を多く抱えていることは間違いない。

しかし、それでも、日本の入管収容に関する政策が、イギリスに学ぶことはなお少なくない感じた、昨年の視察であった。確かに、これらの入管収容には費用もかかるが、被収容者を人らしく遇し、その人権を守ることは、国際人権条約に批准している日本の人権国家としての義務であり、日本の状況は、上述の通り、既に国際社会から繰り返し懸念を表明されているところである。

被収容者のうち或る者は、やがて日本社会に戻り、やがて或る者は祖国や別の国に移って、それぞれの人生を続ける。日本が人を人らしく扱う国であったかどうかは、たとえ時間がかかっても確実に、世界中に浸透していくであろう。「お、も、て、な、し」という言葉が世間を賑わせている昨今、祖国で迫害を受けて日本に保護を求めてきた人々に対して、或いは、日本を離れられない切実な事情を抱えている人々に対して、日本がどのような処遇を行っているかを、改めて検証すべき時期に来ていると考える。

6　イギリス法務省HPより、HMIPによるハーモンズワース入管収容施設に関する視察レポートは、以下の通り公表されている。http://www.justice.gov.uk/publications/inspectorate-reports/hmi-prisons/immigration-removal-centres/harmondsworth（2013年12月1日現在）

福島原発被害者支援かながわ弁護団の取り組み

会員　馬奈木　幹

1　福島原発被害者支援かながわ弁護団の成り立ち

2011年3月11日、東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」といいます。）に伴い、福島第一原発で原発事故が発生しました。そして、それにより、福島県を中心に放射能汚染が広がり、福島県民を始めとする多くの人々が多様かつ甚大な被害を受けました。原発事故による放射線の被害を避けるため、多くの人々が地元を追われ、全国に避難したことは周知のとおりです。神奈川県にも3000人以上の方が避難して来られました（2013年12月現在もなお、神奈川県への避難者数は2250名以上にものぼります）。

福島を始めとする住み慣れた地を追われ、家や職場、家族や地域住民など人との繋がりを奪われ、文字通りすべてを失った人々を目の前にして、弁護士として被害救済のために力になれないか――そういった思いで、震災直後から、神奈川県下の弁護士有志が聴き取りを始めました。その後、横浜弁護士

会としても、本格的に、震災被害者に対する相談活動として取り組んでいきましたが、その中で、個々の被害者の多様な実情、被害者が個別に東電と対峙することの困難さ、事態の流動性、専門性の高さ、請求手続の複雑さ等から、避難者の被害救済のために個別の依頼を受けて対応する必要性が顕著となり、2011年10月１日、横浜弁護士会の多数の会員の参加、支援を受け、神奈川県下に避難してきた原発事故の被害者を支援するために『福島原発事故被害者支援かながわ弁護団』（以下「かながわ弁護団」といいます。）を結成するに至りました。現在、かながわ弁護団に参加している会員は約140名にまで達しています。

2　ADR、そして提訴へ

かながわ弁護団は、神奈川県下の避難者のほか、横浜弁護士会として出張した福島県に滞在する避難者について被害の聴き取りを行い、2011年10月ごろからは、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「原紛センター」といいます。）におけるADR（裁判外紛争解決手続）を利用した東電に対する損害賠償請求手続について、代理人となる等して、救済にあたることになりました。

しかしながら、原紛センターにおけるADRでは、原子力損害賠償紛争審査会による中間指針等の縛りもあり、被害者が求める完全な回復、賠償には程遠い和解がなされるのみでした。故郷を追われ、全てを失った被害者たちに僅かばかりの賠償金が支払われていますが、その多くは、避難中の生活費等に消えてしまい、本当の意味で被った損害の填補にはまわっていないのが現状です。

こうしたADRの限界があり、このままでは納得できない、なんとかしたいという避難者の声を受けて、かながわ弁護団は、被害の完全な賠償を実現するために訴訟の支援に踏み切りました。

原発事故から２年半経過後の2013年９月11日、かながわ弁護団の支援のもと、原発事故により福島県から神奈川県に避難していきた17世帯44名が原告として、横浜地方裁判所に対し、国及び東電に対する損害賠償請求の訴訟を提起しました。2013年12月12日には、第二陣として、６世帯21名の原告による訴訟を提起しています。そのほか、かながわ弁護団に相談が継続している世帯は、約300世帯にも上り、2014年３月ころには、第三陣の訴訟を提起する予定です。

3　被害の実態と国や東電の姿勢

原発事故からもうすぐ３年目を迎えようとしていますが、原発事故は一向に収束していません。原発事故の原因が何か、解明はおろそかなままですし、除染も進まない。それどころか、放射性物質の放出はいまも続き、汚染水も海に流れ続けています。元の生活を取り戻すどころか、避難を強いられている被害者がいまだに多数存在します。被害は広がる一方です。

それにもかかわらず、国は平然と福島原発の状況について「完全にコントロールされている」と述べ、原発の再稼働の方針を公言しました。東電も、今後10年間で柏崎刈羽原発の全７基を再稼働させる総合特別事業計画（再建計画）を国に提出しました。国や東電は、本件原発事故について反省するどころか、原因や責任の所在をうやむやにしたまま、再び原発を稼働させようとしています。

4　本件訴訟の意義

原発事故による被害の表れ方は一様ではなく、上記被害に限りません。なかでも健康被害やその不安、とくに幼い子どもに関するものは深刻です。放射線が人体に影響を及ぼすことについては周知の事実となっていますが、広島・長崎の原爆被爆者についての放射線影響の研究等によっても、どの程度被ばくすればどのような影響があるのかなど、具体的な人体影響は殆ど解明されておらず、だからこそ人々の不安をあおる構造になっています。放射線の影響についての感度は人それぞれで、同じ夫婦間でも意見が異なることも多々あります。子どもの身体への影響を心配した母親（妻）が、子どもを連れて遠方へ避難するケースも決して少なくありません。避難に反対する父親（夫）との間で心の溝ができ、家庭不和となり、離婚に至るケースもありますし、家庭不和までならないとしても、父親が地元に残らなければ仕事ができないという事情から、母親と子どもは避難し、父親は地元に残って二重生活をすることになり、週に１回、月に１回などの交通費もかさむなど、経済的に大きな負担となる家庭も数多くあります。子どもたちは、避難による転居を強いられ、避難先の地域や学校に馴染めず、いじめに遭うこともあり、大人たちは避難に伴い、職を失いました。これまで学校や職場、地域で築いてきた人との繋がりなど、どれもお金では代えがたい被害ばかり

です。

私たちは、裁判を通じて、まず、この原発事故の原因、実体に関する真相をできるだけ解明しなくてはならないと考えています。また、放射線被害がいかに深刻なものであり、かつ将来への健康影響など未解明な部分が多いのか、医学者の助言などを踏まえて明らかにしつつ、そのことによる不利益が決して被災者に帰せられてはならないということや、故郷における生活のすべてを根こそぎ奪われ、台無しにされた、その被害の重大性を訴訟の場で明らかにすることで被災者の救済につなげなくてはならないと考えています。また、この未曾有の原発事故を風化させず、未来への教訓とすることもまた、この裁判の重要な意義の一つと位置付けています。そして、国や東電に、福島を破壊したこの原発事故を起こした責任をしっかり受け止めさせるべく、これから、被災者、弁護団員、また多くの支援者の方々と連携して、訴訟に取り組んでいかなければならないと考えています。

5　一弁護団員としての思い

私自身、今回の原発事故が起きて以来、何度も、“ふるさと”とは何なのか、考えさせられています。また、被災者のお話を聞くたびに、もし原発事故で自分のふるさとを失うことになったら、と想像しています。

私の実家は福岡県にあり、佐賀の玄海原発から60キロ圏内で、玄海原発から海を隔てた対岸にあって遮る物がありません。玄海原発が事故になったら、間違いなく私の実家周辺の地元は放射線で相当汚染されると思います。もしもそうなれば、両親が手をかけて大切にしてきた家や庭を手放さなくてはならなくなり、草木で生い茂ることになるし、私も帰省を躊躇することになる、両親や近くに住む祖母はどれだけ落胆することだろう、ご近所の人も友人知人も遠方に避難していなくなる、玄海原発に近い地域はゴーストタウンと化し、玄海の魚介類も食べることができなくなる――自分の愛するふるさとがそうした姿になったら、と想像するだけで、耐えられません。福島の方々は、まさにそのような辛い思いを味わい、日々、被害を受け続けていると感じるのです。

チェルノブイリ、スリーマイル諸島等の原発事故の経験で、原発事故が起きる可能性をすでに知り、また実際に事故が起きたらどうなるのかも承知していながら、私たちは、2011年３月11日まで、原発の安全神話にどこかで寄りかかってきました。その結果起きたのが今回の原発事故です。私たちはあの事故を止めることができませんでした。そのことが非常に悔やまれます。

弁護士になってわずか２年目ですが、弁護団の諸先輩方に学びつつ、もう二度と同じ過ちを繰り返さないように、一日も早く、多くの被害の回復を実現し、未来の子どもたちに少しでも放射線汚染やそれによる恐怖のない世界を残すために、そして何より、本件原発事故による被災者の方々の被害を少しでも回復するために、かながわ弁護団の一員として、これからも尽力していきたいと思っています。

事 件 報 告

東京弁護士会会員　田中 広太郎

横浜弁護士会は、2013年６月12日、テレビ神奈川（以下、「tvk」といいます）に対して、同社が、風俗営業法の許可を受けずにスナック営業していた女性（申立人の一人。以下、「Aさん」といいます）の現行犯逮捕の映像を顔のアップと実名入りでニュース報道し、その映像を１か月以上ネットでアクセスできる状態にしたことにつき、これがAさんらの人権を著しく侵害し過酷な懲罰的結果を引き起こしたと指摘し、プライバシー権及び名誉権の侵害であるとして、今後は人権に十分配慮した報道を行うよう勧告しました。この事件について報告いたします（なお、事件調査当時は横浜弁護士会に所属し

ておりました)。

【事件の概要】

1　共同申立人であったＡさん及びＡさんの夫（以下、「Ｂさん」といいます）の申立事実の概要は以下のようなものでした。

①Ａさんは申立の約３年前からスナックを経営していた。ＡさんＢさん夫婦の間には申立て当時高校生と中学生の子らがいる。

②事件当日の午後９時頃、神奈川県警の捜査員がテレビカメラを持ったtvkの記者を同行してスナックに入り、「風営法違反で現行犯逮捕する」旨を伝えてＡさんに手錠をはめ、パトカーで警察署に連行した。その際、tvkの記者が、Ａさんが被疑事実を告げられる時の姿や、連行される姿を撮影した。

③逮捕の翌日から、Ａさんの逮捕・連行シーンの実写（アップを含む）の映像が、実名とともにtvkで放映され、かつ、その映像は、１月以上の間ネット上で不特定多数の人がアクセスできる状態になっていた。

④上記の報道により、以下の損害が発生した。

・本件放映による風評被害がひどく、「風営法違反」というイメージから売春をやっていたとの噂も広まり、店の再開が不可能であり、多額の借金だけが残った。

・駅やスナック周辺で行動すると人の目が気になり、申立人らは落ち着いて生活ができない。Ａさんは精神的に不安定な状態が続き、睡眠薬の服用を余儀なくされている。

・申立人らの子らは、「風営法違反」というイメージから、母親が風俗店を経営していたという誤解を周囲から受け、学校での生活に著しい支障が生じ、大きな精神的ダメージを受けた。

2　以上のような事実に基づき、ＡさんとＢさんは、具体的に以下の主張をしました。

①tvkが、軽微な形式犯につき、本件のような放映をし、１ヵ月以上アクセス自由な状態を放置したことは明らかな人権侵害であるから、同社に対し、申立人らに真摯な態度で謝罪文を交付し「お詫び」のテレビ放映と新聞への謝罪文を掲載することを求める。

②県警が、テレビ局に対して刑事事件の被疑者を予め教え、逮捕・連行現場に記者を同行させて実写させることは許されない。県警にも、テレビ・新聞に謝罪文の放映・掲載をすることを求める。

【事件の調査】

1　本件事件の担当委員会（以下、「委員会」といいます）は、ＡさんＢさん及び申立代理人弁護士から事情を聴取したほか、tvk及び県警に対して、事情聴取したい旨を書面で申し入れました。tvkについては、取締役報道局長と取締役総務局長の２名の役員が調査に協力し、弁護士会館で実施した聞き取り調査に出席した上で、委員会の質問に詳細に回答してくれました。一方、県警からは、県警本部長名義で調査依頼に応じられない旨の回答が書面でなされました。

2　上述した調査の結果、委員会は以下の事実を認定しました。

①【事件の概要】「１」に記載した①乃至④の事実は認定できる。

②申立人らは、県警が逮捕現場にtvkの記者を積極的に同行したことや、多数の記者らがスナックの内部に入り込んで撮影した事実も主張していたが、これらの事実は認定できない。

③平成24年11月27日、放送倫理・番組向上機構（略称：BPO）より、本件報道につき、「人権への適切な配慮を著しく欠いており、放送倫理上重大な問題がある」旨の勧告が出されている。同勧告後、tvkは申立人らに謝罪したり、自社HPに今後の対応と取り組みについて掲載したほか、放送倫理についての研修・勉強会に取り組んでいる。

【委員会の判断】

1　本件において申立人らの主張は多岐にわたりましたが、委員会は、本件で最も重要な問題はＡさんの逮捕及び連行の場面を撮影して本人と認識できる形で報道したことの是非であると判断し、この点について重点的に検討しました。

2　上記行為による人権侵害の有無を判断するうえで、委員会は、①Ａさんの社会的地位（政治家、公務員、社会的影響力の大きな公人などでなく、多感な時期にある二人の子供を持つ、一私人・一母親である。）、②実際の報道被害が大きいこと（申立人らとその子ら自身が実写肖像の放映を現認することによる大きな精神的打撃、報道が惹起

した地域社会の風評被害、その他申立人ら家族に生じた大きな有形無形の被害。)、③報道にかかる事案の性質（本件事件は、形式犯であり、略式命令により刑事事件が終了しており、「軽微な事案」である。）といった事情に注目しました。

3　委員会は、上記各事情を基にして、名誉権侵害とプライバシー侵害に分けて、許されない人権侵害があったか否かについて丁寧に判断しました。

まず、名誉権侵害については、報道事実は真実であるものの、本件被疑事実が軽微な事件であり、被疑者が私人であることを考慮すれば、本件報道において最も問題となる「現行犯逮捕する旨を告げられている姿の公表」や、「現行犯逮捕後に連行される姿の公表」は、公共の利益のためには何ら必要ではなく、公共の利益のために必要な範囲を逸脱しているというべきであり、本件報道の名誉権侵害は許されないものであると判断しました。また、プライバシー侵害については、本件報道が公表したのは「犯罪事実を告知され、刑事施設に連行される姿」という、およそ人がもっとも秘匿したいと考えるであろう私的情報であり、このような姿を殊更に公表するべき必要性はなく、公表する正当な理由は極端に乏しいかないしは認められないというべきで、本件報道のプライバシー侵害は許されないものであると判断しました。

4　さらに委員会は、実写肖像報道の他に、実名報道の適否についても検討し、実名報道によらなくとも報道の目的は達成できたであろうし、実写肖像報道による人権侵害被害は、実名表示が伴うことにより深刻化したことが明らかであるので、本件実名報道は、実写肖像報道と一体のものとして、許されないものであると判断しました。

5　なお、県警によるtvkへの事前の情報提供行為については、具体的にどの程度の情報を与えたのか、情報を与えた際にどのような被疑事実があったのか明らかでなく、仮に、報道機関が捜査現場の撮影に成功した場合でもその撮影内容を実際に報道するかどうか（そしてどのような方法で報道するか）は、当該報道機関が決定することであり、県警が関知しないことであること、報道機関への適切な情報提供は重要な公益行為であることなどに鑑みると、本件において特に問題とされるべきはtvkの報道「方法」であって、県警の行為については、処分対象としないのが相当であると判断しました。

【調査についての雑感】

1　人権擁護委員会の過去の事例として、「逮捕について実名報道されたものの、後に冤罪と判明し、当該報道により受けた侵害につき人権救済申立がされた事案」がありましたが、今回の事件は、犯罪事実には争いがなく、ただその報道のあり方が行き過ぎではないかという点が問題視された事案でした。担当事件委員会のみならず、人権擁護委員会全体会においてもこの点を議論したところ、「逮捕の瞬間や連行シーンまで放映するのは行き過ぎである」との意見が多く出され、今回の判断に至りました。

単に抽象的に「公共目的」があるとして申立を門前払いするのではなく、報道事実の一つ一つを個別に丁寧に検討し、「そのようなシーンの放映までは許容されない」との結論に至ったことについては、まさに人権擁護委員会の存在意義が発揮されたものと考えます。

2　また、BPOの勧告の理由書においては、（詳細な理由は明らかになっていませんが）、違法な人権侵害があったとの認定までは行われませんでした。当委員会の判断においてはさらに踏み込んだ判断を行い、許されない人権侵害であると判断しており、この点においても、人権救済申立手続の存在意義が発揮されたものと考えます。

2013年人権擁護委員会の活動

人権擁護委員会　委員長　佐藤　昌樹

1　「基本的人権の擁護と社会正義の実現」

今時流行らないような真っ当なこの言葉は、弁護士の使命として弁護士法１条に掲げられた文言です。このように与えられた弁護士の使命が、弁護士が社会から信頼される存在となっていることを、私たちは自覚しなければなりません。ですから、多少の気恥ずかしさを抑えて、あえて言っておきます。「私たち弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としています！」

もちろん個々の弁護士が日々の事件を扱う中でもこうした使命を果たすことはできますし、多くの弁護士が実際に人権擁護の活動に取り組んでいます。そして、弁護士会においても、様々な基本的人権の擁護のため、様々な委員会が活動しています。刑事被疑者・被告人の権利を守る刑事弁護センターもそうですし、消費者の権利を守る委員会、子どもの権利や高齢者・障がい者の権利を守る委員会など、それぞれの分野で活発な活動が展開されています。

そうした弁護士会の人権擁護活動の中で、最も広く、基礎的な部分を担うのが人権擁護委員会ということになるでしょう。具体的な活動としては２種類、一つは人権侵害を受けたという市民からの申立を受けて調査を行い、必要があれば人権侵害を行った相手に警告や勧告を発する人権救済活動です。もう一つは、様々な人権課題についての調査・研究や、講演会や学習会の企画、無料相談の実施などを行う活動です。

2　人権救済申立事件と勧告

弁護士会には、毎年多数の人権救済の申立が寄せられています。しかしここ数年、申立件数は減少傾向にあり、2010年度は43件、2011年度は41件あったものが、2013年度は10月末時点で19件となっています。

横浜弁護士会に対して申し立てられる事案の相手方として最も多いのは横浜刑務所です。その他、神奈川県警も多く、別稿にあるようなマスコミ、また、学校や福祉施設なども相手方となることがあります。

人権救済申立を受け付けると、その必要があると判断した場合には原則３名の委員で構成される事件委員会を組織し、調査を行います。そして調査の結果、人権侵害が認められ、弁護士会として何らかの措置をすべきと判断したときは、横浜弁護士会常議員会の承認を経て、警告・勧告等の意見を相手方に表明します。

2013年１月以降では、別稿のテレビ神奈川に対する勧告のほか、以下の勧告を発しました。

（１）「部屋の中で運動することは認めるが、立ってはいけません」はいけません

申立人は刑事被疑者として、横浜拘置支所の単独室で勾留されていました。被収容者は、一日のうちの一定時間、運動することが認められ、単独室では、その居室内での運動が認められているのですが、横浜拘置支所は、その居室内運動では立ち上がって運動してはいけないと制限されているのです。座ったままでのストレッチなどをするようにとのことですが、立って運動することに特に問題は生じません。そこで、今後はそのような制限をしないよう勧告しました。

この同じ申立人は、以前お世話になった別の刑務所の刑務官に対して手紙を出そうとしたところ、その手紙の内容云々ではなく、手紙の発信自体が「威迫」に当たるから不許可であるとされてしまいました。この措置についても、人権侵害であると勧告しました。

（２）　刑務所での適正な医療を　２件

当然のことなのですが、受刑者も病気になれば医療を受けることができますし、それは受刑者の権利です。法律でも「刑事施設においては…社会一般の保険衛生及び医療水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする」とはっきり書いてあります。しかし、適正な医療を受けられないという受刑者からの申立は、全国的にも非常に多い

ものとなっています。

今回勧告を出した２件は、いずれも刑務所医療に関するものです。１件は、腰椎椎間板ヘルニアを原因とする腰部の痛みを訴える受刑者に対し、内服薬の処方を認めず、レントゲン、CT、MRIなどの検査も行わなかったという事案です。もう１件は、めまいを訴え診察を求める受刑者に対し、検査や鑑別診断もせず、さらに診察を求めたこの受刑者に対し、職員の指示に対する反抗として閉居15日の懲罰を科したのです。、今後は適正な医療を行うよう勧告しました。いずれも不適切で受刑者の権利を侵害するものであるとして、今後は適正な医療を行うよう勧告しました。

担い手不足の問題もあり、刑務所内医療は、今後も問題が発生しそうです。

3　激動する憲法状況の中の取組

安倍自民党政権の成立後、憲法に関する状況は大きく動いています。別稿でも取り上げられていますが、当委員会は、横浜弁護士会の憲法問題協議会などと共催で、市民県民とともに憲法について考える、以下のような様々な企画を行ってきました。

・2013年２月25日
「戦争をしないために、いま私たちができること」
講師：水島朝穂（憲法学者・早稲田大学教授）
「いま一度、憲法とは何かを考える　～安倍首相の憲法論診断」
頼和太郎（平和団体リムピース編集長）
「オスプレイ配備の問題性と危険性」

・2013年７月４日
「憲法96条改正の先にあるもの～私たちの社会はどう変わるか」
講師：井上正信（日弁連憲法委員会副委員長・広島弁護士会）

・2013年９月26日
「どんな憲法がほしいのか？　上野千鶴子が自民党憲法改正草案を斬る」
講師：上野千鶴子

特定秘密保全法案についても、その問題性を指摘し反対する活動を行っております。詳細は別稿に譲りますが、多くの方にその問題性を知っていただければと思います。

編集後記

今年も何とか「人権かながわ」を発行することが出来ました。多忙な中、記事を寄せていただいた方々、どうもありがとうございました。今年のメインテーマは、改憲とその周辺の諸問題です。これまでも、憲法問題は何度か取り上げてまいりましたが、今ほど危機的な状況はないように思われます。特に、昨年、強行採決により成立した特定秘密保護法は、私たち国民の目や耳や口を塞ぐものであり、実質改憲にも等しい暴挙です。また、自民党の石破幹事長の「戦争に行かない人間には最高刑（死刑）」といった発言やデモ行為をテロと同視するような発言にも空恐ろしさを感じます。経済面で見ると、円安の影響で多少明るい兆しが見えるような報道もありますが、一方で、ブラック企業が大手を振って闊歩し、非正規雇用、生活保護世帯が増大するという二極化も進んでいます。アベノミクスの本質ともいうべき、アメリカ型の弱肉強食社会を目指すのか否かが問われてもいます。また、原発の再稼働にとどまらず、原発や武器を輸出しようという動きも強まっていますが、つくづく、私たちが、どのような未来を選択するのかが突きつけられていると感じます。今こそ、憲法の掲げた理想を守り、生かして、目先の経済的な繁栄よりも、平和で、豊かな自然や文化が息づくような未来を築いて行くべきなのだと、強く思っています。個人的にも、音楽活動等で、そういった訴えを広めて行きたいと思っています。すでに年が明けましたが、皆様にとっても、良い１年となりますように。

人権かながわ編集部会員　折本和司、井上　浩、高橋拓志、白井知美